

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本後期計画は、結城市総合計画の部門計画であり、引き続き前期計画の基本理念を継承していくこととします。

結城市の人口は、この数年5万人余りで推移し、その傾向が今も続いています。人口構造を見ると、少子高齢社会が一層進行していることが判ります。こうした情勢の中で、本市の活力を持続していくためには、地域全体が次世代を担う子どもたちを大切に、市民みんなで次世代育成に取り組んでいくことが必要です。

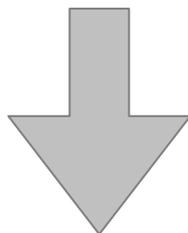
本計画は、本市に多くの子どもが生まれ、健やかに育っていくように、子育て世代の皆さんのニーズを取り入れながら、次代の担い手を育成支援していくための施策を示すものです。

現在、子育て中の親にとって、また、これから子どもを産み、育てていく若い世代にとっては、「子育ての楽しさを感じることができる地域であること」が必要です。また、若い世代が、「働きながら安心して子育てができる環境づくり」や、本市で「子どもを産み、健やかに育てることができる地域社会」を形成する一員となることが大切になります。

そのため、市民一人ひとりが、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要となっています。

子どもにとって、親にとって、地域にとって、人と人との出会いや交流がやさしさと思いやりのあるものならば、次世代の地域社会は明るいものとなります。

そこで、本市においては、前期計画に引き続き、次のような基本的な考え方（基本理念）を掲げて、次世代育成支援に関する施策及び事業を推進していきます。



【本市における次世代育成支援の基本理念】

ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり

2. 計画の視点

(1) 子どもへの視点～「子育て」のために

子どもがさまざまな環境の中で、個性を伸ばし、可能性を發揮しながら健やかに成長し、次代の担い手となるような環境づくりが求められています。

そのため、「子どもの生きる権利、育つ権利、みんなに守られる権利、参加する権利」を大切に、のびのびと心豊かに育つことを支援する施策を進めます。

視点1 子どもの権利を守り育てる

(2) 保護者・家庭への視点～「子育て」のために

子どもの成長にとって、明るく愛情に満ちた家庭生活は何よりも大切です。また、親が子どもを育てることで多くの喜びを感じ、子どもと強い絆で結ばれることも重要です。しかし、社会環境の変化が著しい中、共働き家庭や女性の就労希望者の増加、核家族化の進展により子育て家庭をとりまく環境が変化しています。こうした中、保護者の状況や子育てに関する多様なニーズに応えた支援が求められています。

そのため、すべての子育て家庭において、子どもを産み、育てることへの負担感や悩みを解消し、「夢と希望」が持てるように、社会環境の変化に対応した支援を進めます。

視点2 明るい家庭づくりと子育てを支援する

(3) 地域への視点～「地域づくり」のために

人は、地域で生まれ地域のさまざまな関わり・体験を通じて成長します。しかし、地域では人間関係の希薄化や働く環境の変化などにより、子育てに対する関心が低くなっています。

そのため、市民、子育て施設や機関、企業、行政等が相互に連携・協力し、子どもと子育て家庭を温かく見守り、支援をしていく体制と地域づくりを進めます。

視点3 地域ぐるみで子育て・子育てを支援する

3．計画の基本目標

基本目標1 子どもの生命と健康を守る

子どもの健康づくりは、母親の妊娠・出産期から始まります。そのため、子どもを妊娠し、出産する母親の自主的な健康管理が必要です。また、子育てに迷う保護者を精神的にサポートし、保護者が安心して子ども産み育てることができる環境づくりや思春期の子どもたちに対しても適切な保健対策が必要です。

これからも、子どもの誕生を心から喜び、子どもの健康と健やかな成長を支援します。

【施策の方向】

- 1 子どもの健康をつくる・守る
- 2 思春期保健対策を充実する
- 3 児童虐待を防止する
- 4 子どもの生命の安全を守る

基本目標2 子どもの遊びと学びを豊かにする

子どもは、学校等における集団生活での子ども同士の触れ合い、クラブ活動等による異年齢児との触れ合いにより様々なことを学び、社会で生活していくための力を身に付けていきます。また、地域社会における、世代間の交流や様々な体験活動等を通して成長していきます。

今後は、地域のつながりを強め、子どもがよく学び、よく遊ぶことができる場や仕組みづくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 1 生きる力を育てる学校教育と野外活動・体験活動を推進する
- 2 スポーツ・レクリエーション・文化地域活動を充実する

基本目標3 家庭における子育てを支援する

保護者は、子育てについて楽しいと感じていますが、子育ての孤立化により、負担感・不安感を感じています。また、子育てにかかる経済的な負担を重く感じている家庭も少なくありません。そこで、保護者の負担感・不安感の軽減を図るために、精神的・経済的な支援等が必要です。

今後は、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安や経済的な負担を軽減するための施策を推進します。

【施策の方向】

- 1 家庭における子育て力を高める
- 2 子育て家庭への経済的支援を推進する

基本目標4 子育て支援施設及び保育サービスを充実する

家庭生活や職業生活の変化により、日中に子どもの世話をする人がいない共働き家庭や、就労を希望する女性が増加しています。また、子どもの病気や保護者自身が病気になった場合、冠婚葬祭、息抜き、外出をしたい場合等、家族だけで対応することが困難な状況にあります。こうした中、安心して子どもを預けられる施設や多様な保育サービスへのニーズが一層高まっています。

今後は、すべての保護者が、安心して笑顔で子どもと関わることができるよう、子育て支援施設や保育サービスの充実に取り組みます。

【施策の方向】

- 1 保育所（園）を充実する
- 2 幼稚園を充実する
- 3 学童クラブを充実する

基本目標5 地域の子育て環境を豊かにする

子どもは「社会の宝」であるといった視点から、家庭における支援とともに地域での積極的な子育て支援が必要です。

職業生活と家庭生活の両立を支援するために、行政サービスの充実に加え、地域ぐるみで子育てに参加することや企業からの支援が必要です。

今後は、みんなで子育て家庭を支援する地域環境や仕組みづくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 1 「子育て」「育ち」を支援する地域環境をつくる
- 2 安心して働ける労働環境の充実に図る

4. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

基本理念：ともに育て ともに育ち ともに支えあう 地域づくり

基本理念に基づく取組

計画の視点	基本目標	施策の方向	施策の展開	
視点1 子どもの権利を守り育てる	目標1 子どもの生命と健康を守る	1 子どもの健康をつくる・守る	(1) 妊娠・出産期における母子の健康づくり (2) 安心して出産・育児ができる環境づくり (3) 乳幼児及び児童・生徒の健康と命を守る (4) 歯を守る活動の充実 (5) 食育の推進 (6) 障害のある子の療育体制の整備 (7) 小児医療の充実	
		2 思春期保健対策を充実する	(1) 成長期における健康づくり (2) 母体・生命尊厳意識の育成	
		3 児童虐待を防止する	(1) 早期発見・早期対応・ケア体制の整備 (2) 市民への「子ども虐待」についての理解の促進	
		4 子どもの生命の安全を守る	(1) 交通事故から子どもを守る (2) 犯罪から子どもを守る地域づくりの推進	
視点2 子育てを支援する 明るい家庭づくりと	目標2 学びを豊かにする 子どもの遊びと	1 生きる力を育てる学校教育と 野外活動・体験活動を推進する	(1) 教育環境の整備 (2) 学校と地域の連携による豊かな心の育成 (3) 遊ぶ場・学ぶ場の整備の推進	
		2 スポーツ・レクリエーション・ 文化地域活動を充実する	(1) スポーツ活動の充実 (2) レクリエーション・文化活動・子ども会等 自主的活動の充実	
		目標3 子育てを支援する 家庭における	1 家庭における子育て力を 高める	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 子育て支援体制の充実
			2 子育て家庭への経済的支援を 推進する	(1) 医療費等の軽減 (2) 子育てにかかる経済的負担の軽減
視点3 子育て・子育てを支援する 地域ぐるみで	目標4 子育て支援施設 を充実する 及び保育サービス	1 保育所(園)を充実する	(1) 保育所(園)の充実 (2) 多様な保育需要に応えるサービスの充実	
		2 幼稚園を充実する	(1) 幼稚園の充実	
		3 学童クラブを充実する	(1) 学童クラブの充実	
	目標5 環境を豊かにする 地域の子育て	1 「子育て」「育ち」を支援 する地域環境をつくる	(1) 子育て支援の輪の拡大 (2) 男女共同参画社会の構築 (3) 子どもと家族にやさしい環境の整備	
		2 安心して働ける労働環境の充 実を図る	(1) 職場における理解の推進 (2) 子育て後の再就職・再雇用の促進	

5. 重点プロジェクト

親も子ども安心して集える場所づくり

近所づきあいの希薄化や核家族化の進展等によって子育ての孤立化が進み、「身近に子育ての悩みを気軽に相談できる人がいない」、「精神的・肉体的に辛いときに助けてくれる人がいない」などの悩みを持つ親が増加しています。

そこで、子育て中のすべての家庭が、安心して子育てができるよう、ともに集い悩みや不安を解消できる場所づくりを目指します。

また、地域環境や社会情勢が大きく変化する中で、子どもが成長していくための場所が減少してきています。また少子化の影響もあり、放課後、近所の子ども同士で集まって遊ぶことも珍しくなってきました。子どもたちは、友達とのふれあいや自然の中での遊びを通じて育っていくものであるため、子どもたちが安心して遊べる場所、集う場所などの整備が求められています。

そこで、子どもが安心して遊べる居場所づくりに取り組みます。

番号	重点事業
64	放課後子ども教室
88	地域子育て支援センター事業
90	子育てサークル育成支援事業
93	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業

重点事業の「番号」は、第4章「3. 施策の展開」以降の「個別事業」の番号と対応します。

子育てしやすい環境の整備

アンケート調査結果からもわかるとおり、就業していない母親の多くが「機会があれば働きたい」と考えていますが、現実に共働きをしている家庭のニーズをみると、通常の保育サービスを超えた支援が充分に行き渡っていない状況がうかがえます。また、核家族化が進展したことで、冠婚葬祭や買い物、通院など、保護者が一時的に子どもを預けて外出したい時に、子どもをみてもらえるような親族や知り合いが近辺にいない家庭が増えています。そのため、子育て経験がある、地域のボランティア等の協力を得ながら、一時的に子どもを預けられる環境の整備が求められています。そこでファミリーサポートセンター事業や、一時保育事業を推進するなど、多様な保育サービスの充実を目指します。

就業先においては、育児休業制度等の各種制度の利用率も低く、また企業の子育て支援に対する理解も高いとはいえないのが現状であり、働きながら子育てすることがまだまだ困難な状況です。さらに、共働きでフルタイムで就業する子育て家庭では、男性も育児に積極的に参加できるような両立支援策が求められています。

そのため、市内の企業・家庭に対して、仕事と子育ての両立支援の充実が図られるよう、各種啓発事業を推進します。

番号	重点事業
89	ファミリーサポートセンター事業
114	延長保育事業
115	休日保育事業
117	一時保育事業
118	病児・病後児保育事業
125	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
141	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

相談支援体制の充実

子育てに関する行政サービスは、保健・福祉・教育など複数の機関にまたがり、各種支援や所有している情報も多岐に渡っています。そのため、縦割りのになり上手につながらないという課題があります。そこで、「子ども地域支援連携会議」を開催し、子どもを取り巻く関係機関の各々が所有する情報を交換し、役割分担を明確にしてシステム化を図り、連携の強化に努めています。地域全体として子どもの健全な成長を促すために、とどまることなく一貫した支援が提供できるよう、細やかな子どもの支援体制の構築を目指します。

また、児童虐待防止のためのネットワークとして児童福祉関係機関、保健医療関係機関、教育関係機関、警察・司法関係機関、人権擁護関係機関などで構成される「要保護児童対策地域協議会」を中心に、各機関が虐待防止に迅速に取り組んでいけるよう、連携体制の充実を図ります。

番号	重点事業
5	こんにちは赤ちゃん事業
7	子育て情報の総合的な提供
11	にこにこ教室
12	育児不安を持つ母親のグループミーティング事業
18	母子訪問指導
20	子ども地域支援連携会議
43	要保護児童対策地域協議会の運営
62	スクールカウンセラーの配置
87	女性相談